

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地収用法による事業の認定  
国民健康保険条例の制定認可  
国民健康保険条例の変更認可
- 指定医師の取消  
労働保険審査官及び労働保険審査会法による代表者の推薦について
- 県営住宅の家賃の額  
県営住宅入居者の募集
- ◇選挙告示 政党、協会、その他の団体の解散の際における収支報告書要旨  
政党、協会、その他の団体の選挙の際になされた収支報告書要旨  
選挙管理委員会の招集  
臨時教育委員会の招集
- ◇公安規則 射撃場の指定に関する規則
- ◇公安告示 交通制限に関する告示の一部改正
- ◇雑報 市町村職員共済組合第一選挙区の補欠選挙の当選者

## 告示

### 鳥取県告示第二百五十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

昭和三十一年六月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 一 事業の種類 竹市発電所建設工事ならびにこれに付帯する工事
- 一 起 業 地 八頭郡丹比村大字島、南、徳丸、同郡八頭村大字新興寺、安井宿、日下部、同郡郡家町大字大門

### 鳥取県告示第二百五十九号

国民健康保険を行う大栄町に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き

大栄町の国民健康保険条例の制定を昭和三十一年五月一日認可した。

昭和三十一年六月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第二百六十号

国民健康保険を行う次の町村に対し国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き条例の変更を次のとおり認可した。

昭和三十年六月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名 住 所

眼科 米子市西町三六ノ一 鳥取大学医学部附属病院  
整形外科 " " " " " "

氏 名 取消理由 取消年月日

清水 正 辞退 昭和三十一年三月三十一日  
清水 正章 " " 五月三十一日

鳥取県告示第二百六十二号

労健保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法

律第二百二十六号）第五条の規定に基く関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の推薦を次の要領に

国民健康保険 認可条例 認可年月日  
を行う町村

気高郡鹿野町 気高町国民健康保険 昭和三十一年  
条例 五月二十一日

八頭郡丹比村 丹比村国民健康保険条例 同右

鳥取県告示第二百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基く医師の指定を次のとおり取り消した。

昭和三十一年六月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

よつて受け付ける。

昭和三十一年六月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

1、推薦資格

鳥取県内に組織を有する失業保険の被保険者の加入している労働者の団体及び失業保険適用事業の事業主の団体。

2 推薦手続

推薦は別紙様式一の推薦書の正本及び副本に履歴書二通を添付して提出すること。

3 推薦締切期日

昭和三十一年六月三十日

4 推薦書及び添付書類の提出先  
鳥取県失業保険課

別紙様式一

昭和三十一年 月 日

労働者又は事業主団体名及びその代表者名印

労働大臣臨時代理

国務大臣 村上 勇 殿

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基く関係労働者又は関係事業主を代表する者の候補者として左の者を推薦します。

氏 名	年 令	所属団体名及びその地位	略 歴	備 考

(注) (1) 所属団体名及びその地位の欄にはその所属

団体及びその地位が二以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

鳥取県告示第二百六十四号  
米子市及び倉吉市に設置した鳥取県営住宅の家賃を次のように定める。

昭和三十一年六月二十六日  
鳥取県知事 遠藤 茂

設置場所	構造	戸数			坪数	間取	家賃
		一	二	三			
倉吉市 明治町	鉄筋コンクリート造	十四	十二	六	三疊二	二、二三〇	
米子市 皆生	"	三	八	四・五疊	二	一、七〇〇	
		六	八	六疊	一一	一、七〇〇	
		十二	十二	六疊	二	二、五〇〇	

鳥取県告示第二百六十五号  
公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条  
第一項の規定により、鳥取県営住宅入居者を次のように

募集する。  
昭和三十一年六月二十六日  
鳥取県知事 遠藤 茂

一 住宅概要

設置場所	構造	戸数			坪数	間取	家賃	敷金
		一	二	三				
倉吉市 明治町	鉄筋コンクリート造	十四	十二	六	三疊二	二、三〇〇	六六〇	
米子市 皆生	"	三	八	四・五疊	二	一、七〇〇	五、一〇〇	
		六	八	六疊	一一	一、七〇〇	五、一〇〇	
		十二	十二	六疊	二	二、五〇〇	七、五〇〇	

二 入居申込の受付期日  
昭和三十一年六月二十六日から  
昭和三十一年七月三日まで 八日間  
三 受付場所  
米子土木出張所（米子市久米町）  
倉吉土木出張所（倉吉市巖城）

- 四 入居の期日  
別に指定する。（七月中旬の予定）
- 五 入居申込者の資格
- (一) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻の關係と同様の事情にある者、その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
  - (二) 入居申込者（同居しようとする親族を含む。）の毎月の収入の合計額から扶養親族一人につき千円を控除した額が家賃の六倍以上十五倍（その額が三万二千円をこえるときは三万二千円）以下であつて家賃の支払能力を有し、保証人二人以上ある者。
- 六 入居申込者の選考基準
- (一) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者。
  - (二) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することがで

- きない者。
- (三) 住宅の規模又は間取りと世帯構成との關係から衛生上又は風教上不適當な居住状態にある者。
  - (四) 正当な理由による立退きの請求を受け、適當な立退先がないため困窮している者。（自己の責に帰すべき理由に基づく場合を除く。）
  - (五) 住宅がないため勤務の場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は毎月の収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者。
- 六 前各号に該当する者の外現に住宅に困窮していることが明らかな者。
- 七 入居の申込について要する書類
- 入居の申込者は、県営住宅入居申込書（倉吉土木出張所、米子土木出張所又は建築課にそなえる）に次の書類を添えて受付期間内に倉吉土木出張所及び米子土木出張所に提出すること。
- (一) 五の(一)の現に同居し、又は同居しようとする親族全員の市町村長の証明書（住民登録証明書）

- (四) 五の(二)の収入に関する証明書
  - (五) 六の各号の一に該当する旨の担当民生委員の証明書
  - 八 入居者の選考
- 実態調査の上入居申込者の数が募集の戸数を超えるときは、公開抽せんの方法により決定する。

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七十条の規定により次の団体から解散の届出があつたが、

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
日本農民組合	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	6	1円	1	1円	昭和三十一年五月三〇日
鳥取県東部地区連合会	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年五月三〇日

その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十一年六月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会、その他の団体の収支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二期間 昭和三十一年一月一日から昭和三十一年五月十日まで

三 報告書の要旨

- 四 主たる寄附者及び支出
- 一 寄附者 該当なし
- 二 支出 該当なし

### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十三条及びこれを準用する第十八条の規定により提出された政党、協会、その他の団体又はその支部の、昭和三十一年四月四日執行の参議院地方選出議員補欠選挙に關しなされた収支に關する報告書の要旨は、次のとおりである。

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
春日村農村青年連盟	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年五月二六
自由党鳥取県支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年五月二六
因幡部会西気高支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年五月二六
自由民主党岩井支部	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	1	1円	昭和三十一年五月二六

昭和三十一年六月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

政党、協会、その他の団体の収支に關する報告書要旨

一 政治資金規正法第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による報告書

二期間 昭和三十一年三月四日昭和三十一年四月四日

三 報告書の要旨

(参議員地方選出議員補欠選挙)



2 射撃場を分けて常設射撃場及び臨時射撃場の二種とする。

(指定の申請)

第三条 射撃場の指定を受けようとする者は、別記様式第一号による射撃場指定申請書(正副二通)を公安委員会に提出しなければならない。

2 射撃場を増築し、改築し又は模様替をしようとする場合は、前項の規定を準用する。但し、申請に関係のない事項は省略することができる。

(指定書の交付)

第四条 公安委員会は、前条の申請が第六条及び第七条に規定する基準に適合すると認める場合は、別記様式第二号の指定書を交付するものとする。

(申請及び届出の手続)

第五条 公安委員会に対する申請書又は届書の提出は、射撃場設置場所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。

2 所轄警察署長は、前項の申請書又は届書を受理した

ときは、その申請又は届出事項について調査し、意見を附してすみやかに進達しなければならない。

(構造及び設備の基準)

第六条 射撃場の構造及び設備の基準は次のとおりとする。

一 射撃場には射手台を設け、且つ、射手台相互の間隔は二メートル以上とすること。

二 射撃場内の安全な箇所に銃器置場を設けること。

三 射撃場の前方に設けるクレー射撃場所及び標的操作場所は、発射弾が貫通しないよう構築すること。

四 クレー射撃に使用するものにあつては、射手台を基点として、射撃方向に対し、半径三百メートル以上の半円の空地を保有すること。

六 クレー射撃以外の銃銃による射撃に使用するものにあつては、射手台を基点として射撃方向に対し、使用銃の最大着弾距離の二倍以上の空地を保有し、且つ、射手台の線より標的後方防壁の線に至る両面に高さ三メートル以上。標的の後方に高さ七メー

トル以上の銃弾の貫通しない、防弾堤を、それぞれ設けること。

七 空気銃射撃に使用するものにあつては射手台の線より標的後方防壁の線に至る両面に高さ、二メートル以上及び標的後方に高さ、四メートル以上、厚さ三センチメートル以上の松板又は、これと同等以上の耐弾力ある防弾壁を設けること。

(保有距離の基準)

第七条 射撃場と他の物件との保有距離は、次の各号によらなければならない。

- 一 火薬その他爆発物貯蔵所、学校、病院、社寺及びこれらに準ずる建築物、公園、鉄道、軌道、汽船常航路若しくは、けい留所又は市街地へ五百メートル以上。
- 二 住宅、公道へ二百メートル以上。

(基準の緩和)

第八条 前二条の基準は、天然の地形、土地又は設備の状況により危険のおそれがないと認めるときは、公安

委員会は申請によりこれを緩和することができる。

(廃止又は変更の届出)

第九条 射撃場の指定を受けた者(以下「設置者」という)は、次の各号の一に該当する場合は、別記様式第三号の変更届又は第四号の射撃場廃止届に指定書を添えてすみやかに公安委員会に届け出なければならない。

一 設置者の本籍、住所、氏名(法人にあつては、事務所の所在地、法人の名称又は代表者の氏名)を変更したとき。

二 射撃場の名称を変更したとき。

三 射撃場の使用を廃止したとき。

2 設置者が死亡(法人にあつては解散)したときは、その親族(法人にあつては清算人)は、前項に準じて届け出なければならない。

(射撃上の遵守事項)

第十条 設置者及び射撃を行う者は、射撃実施中次の各号を遵守しなければならない。

一 射撃場内に十四才未満の者、精神異常者、麻薬覚

せい剤の中毒者又は酒気をおびた者を入れないこと。  
二 射撃場内外の必要な箇所に警戒員を配置するとともに、赤旗を立てる等危害防止の措置を講ずること。  
(指定の取消等)

第十一条 公安委員会は、指定をした射撃場が第六条及び第七条の基準に適合しなくなつたとき、又は第九条の規定に違反したとき、若しくは、前条に掲げる事項を遵守しないときは、射撃場の指定を取消し又は、射撃場の使用を制限し、若しくは、設備について必要な措置を命ずるものとする。

2 前項により射撃場の指定の取消し等の処分をしたときは、その旨を設置者に通知し、取消処分にあつては指定書を返納させるものとする。

(台帳の備付)

第十二条 設置者は、別記様式第五号による射撃場使用台帳を備え、射撃をしたときは所定事項を記載しなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

射撃場指定申請書

一 申請者の本籍、住所、職業、氏名、生年月日(法人又は団体にあつては、その名称、事務所の所在地、代表者の住所、職業、氏名、生年月日)

二 射撃場の名称

三 射撃場の種別

四 射撃場の所在地

五 射撃場設置の目的

六 射撃の方法及び使用銃砲の種類

七 射撃場の敷地坪数

八 射撃場の仕様書、図面(添付)

九 射撃中の危害予防方法

十 射撃場を中心とした半径五百メートル以内の見取図(添付)

十一 射撃場の指定期間(臨時の場合)

十二 射撃場の敷地が個人の所有であるときは、所有者

の承認書(添付)

右指定下さるよう関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

申請者 氏 名 ㊟

鳥取県公安委員会御中

別記様式第二号

第 号

指 定 書

昭和 年 月 日付申請に係る射撃場指定の件次のとおり指定する。

昭和 年 月 日

鳥取県公安委員会

一 設置者の本籍、住所、職業、氏名、生年月日

二 射撃場の名称

三 射撃場の所在地及び坪数

四 射撃場の種別

五 射撃場の指定期間(臨時の場合)

別記様式第三号

〇〇変更届

一 射撃場の名称及び種別

二 射撃場の所在地

三 設置者の住所氏名

四 射撃場指定年月日及び番号

五 変更事項

右お届けします。

昭和 年 月 日

届出人 氏 名 ㊟

鳥取県公安委員会御中

別記様式第四号

射 撃 場 廃 止 届

一 射撃場の名称及び種別

二 射撃場の所在地

三 設置者の住所氏名

四 射撃場指定年月日及び番号

